

誓 約 書

令和 年 月 日

蓮田市長 宛て

住 所：

法 人 名：

代表者氏名：

⑩

令和9年度蓮田市地域包括支援センター運営事業者の応募申込みを行うにあたり、令和8年度蓮田市地域包括支援センター運営事業者公募要項に定める下記応募資格の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

（参加資格）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、次の要件を満たす法人とする。

- (1) 蓮田市蓮田駅西口行政センター内においてセンターを運営または、閩戸・平野圏域内にセンターを設置し、運営できる法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。（指定介護予防支援事業者としての基準）
- (3) 法人として、蓮田市内で介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。それらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (8) 福祉分野における事業において、当該業務に応募する法人又は当該業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消、指定効力の全部又は一部停止等の処分を過去5年以内の間に受けていないこと。
- (9) 直近2年間の法人税、消費税、法人市民税の滞納がないこと。